

国立大学法人群馬大学年俸制適用職員給与規則

	平成26.	4.	1	制定
改正	平成27.	1.	1	平成27. 4. 1
	平成28.	4.	1	平成29. 1. 1
	平成30.	1.	1	平成30. 4. 1
	平成31.	1.	1	令和元. 10. 1
	令和 2.	1.	1	令和 3. 4. 1
	令和 5.	1.	1	令和 5. 4. 1
	令和 5.	10.	1	令和 6. 1. 1
	令和 6.	12.	1	令和 7. 2. 1
	令和 7.	4.	1	

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学に勤務する職員（教職員のうち教員を除く職員をいう。以下同じ。）のうち、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、同条第3号に定める年俸制の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

【一部改正】(27. 1. 1/31. 1. 1/R1. 10. 1/R3. 4. 1)

(対象者)

第2条 年俸制適用職員は、国立大学法人群馬大学任免規則別表に規定する研究員，特定職員，特定有期職員及び医学部附属病院長（理事又は教員が医学部附属病院長を兼ねる場合を除く。以下同じ。）並びにその他学長が特に必要と認める者とする。

【一部改正】(27. 1. 1/31. 1. 1/R5. 10. 1)

(給与の種類)

第3条 年俸制適用職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。

2 前項の諸手当は、管理職手当，管理教職員特別勤務手当，扶養手当，住居手当，通勤手当，患者係事務職員手当，ソーシャルワーカー調整手当，医療従事者調整手当，診療放射線技師手当，臨床検査技師手当，作業療法士手当，放射線取扱手当，臨床検査技師・臨床工学技士待機手当，DMA T等派遣手当，医療支援派遣手当，超過勤務手当，休日給，夜勤手当及び宿日直手当とする。

3 年俸制適用職員の基本月額，基本年俸の12分の1とする。

【一部改正】(27. 4. 1/30. 4. 1/R3. 4. 1/R6. 12. 1)

(基本年俸の計算期間)

第4条 基本年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(基本年俸の額)

第5条 新たに採用する者(第5項に掲げる者を除く。)の基本年俸の額は、その者の学歴、資格・免許、職務経験、能力及び責任の度合等を考慮して、別表第1、別表第2又は別表第3に定める俸給表により、学長が決定する。

2 前項の規定により難い特別な事情がある場合は、学長が認める方法により決定することができる。

3 前2項の規定により決定された基本年俸の額は、前年度までの勤務成績により、これを変更することがある。

4 就業規則第24条の規定により再雇用する者(以下「再雇用職員」という。)の基本年俸の額は、その者に適用される俸給表のその者の属する職務の級に応じた再雇用職員の欄に掲げる額とする。

5 研究員の基本年俸の額は、別表第4に掲げる額とする。

【一部改正】(31.1.1/R3.4.1/R5.10.1)

(給与の支給日)

第6条 基本月額及び諸手当は、国立大学法人群馬大学教職員給与規則(以下「給与規則」という。)第4条の規定に準じて支給する。

(給与の支払等)

第7条 年俸制適用職員の給与は、給与規則第5条及び第6条の規定に準じて支給する。

2 前項に定めるほか、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当については、給与規則第6条第1項から第4項までの規定に準じて支給する。

【一部改正】(R3.4.1)

(管理職手当)

第8条 年俸制適用職員の管理職手当は、給与規則第15条の規定に準じて支給する。

2 前項に規定するもののうち、医学部附属病院長の管理職手当は、給与規則別表第11に規定するイ.教育職俸給表5級Ⅱ種の額に準じて支給する。

【一部改正】(31.1.1)

(管理教職員特別勤務手当)

第8条の2 年俸制適用職員の管理教職員特別勤務手当は、給与規則第16条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(27.4.1追加)

(扶養手当)

第8条の3 年俸制適用職員の扶養手当は、給与規則第18条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(27.4.1追加)

(住居手当)

第9条 年俸制適用職員の住居手当は、給与規則第20条の規定に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 年俸制適用職員の通勤手当は、給与規則第21条の規定に準じて支給する。

(患者係事務職員手当)

第11条 患者係事務職員手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員（学長が必要と認める者に限る。）に支給する。

2 患者係事務職員手当の月額は、次の各号に掲げるその者の職務の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 6,600円 |
| (2) 2級である者 | 8,500円 |
| (3) 3級である者 | 9,600円 |
| (4) 4級である者 | 10,200円 |
| (5) 5級である者 | 10,600円 |

【一部改正】(27.4.1)

(ソーシャルワーカー調整手当)

第11条の2 年俸制適用職員のソーシャルワーカー調整手当は、給与規則第42条の6の規定に準じて支給する。

【一部改正】(R6.12.1追加)

(医療従事者調整手当)

第11条の3 年俸制適用職員の医療従事者調整手当は、給与規則第42条の7の規定に準じて支給する。

【一部改正】(R6.12.1追加)

(診療放射線技師手当)

第12条 診療放射線技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技師に支給する。

2 診療放射線技師手当の月額は、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|------------|---------|
| (1) 1級である者 | 16,000円 |
| (2) 2級である者 | 18,200円 |

(臨床検査技師手当)

第13条 臨床検査技師手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する臨床検査技師に支給する。

2 臨床検査技師手当の月額は、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1級である者 16,000円

(2) 2級である者 18,200円

(作業療法士手当)

第13条の2 作業療法士手当は、年俸制適用職員のうち、医学部附属病院において、精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士に支給する。

2 作業療法士手当の月額は、次の各号に掲げるその者の級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1級である者 16,000円

(2) 2級である者 18,200円

【一部改正】(R3.4.1追加)

(放射線取扱手当)

第14条 年俸制適用職員の放射線取扱手当は、給与規則第26条の規定に準じて支給する。

(臨床検査技師・臨床工学技士待機手当)

第15条 年俸制適用職員の臨床検査技師・臨床工学技士待機手当は、給与規則第31条の6の規定に準じて支給する。

(DMA T等派遣手当)

第15条の2 年俸制適用職員のDMA T等派遣手当は、給与規則第31条の14の規定に準じて支給する。

【一部改正】(R6.12.1追加)

(医療支援派遣手当)

第15条の3 年俸制適用職員の医療支援派遣手当は、給与規則第31条の15の規定に準じて支給する。

【一部改正】(R6.12.1追加)

(超過勤務手当等)

第16条 年俸制適用職員に次の各号に掲げる勤務をさせた場合には、当該各号に定める手当を給与規則第32条から第34条までの規定に準じて支給する。

(1) 正規の労働時間を超える勤務 超過勤務手当

(2) 休日における勤務 休日給

(3) 深夜における正規の労働時間としての勤務 夜勤手当

- 2 前項の規定により支給する超過勤務手当，休日給及び夜勤手当の額は，基本月額，管理職手当，患者係事務職員手当，ソーシャルワーカー調整手当，医療従事者調整手当，診療放射線技師手当，臨床検査技師手当及び作業療法士手当の月額の合計額に12を乗じ，その額を1年間の通常の勤務日（365日から週休日及び休日を除いた日）に7.75を乗じたもので除して得た額を勤務1時間当たり基本額（以下「基本額」という。）として算出するものとする。この場合において，基本額に50銭未満の端数を生じたときは，これを切り捨て，50銭以上1円未満の端数を生じたときは，これを1円に切り上げるものとする。
- 3 第1項第1号から第3号に規定する勤務が，放射線取扱手当，DMA T等派遣手当若しくは医療支援派遣手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は，前項の規定にかかわらず，基本額は，当該勤務に係る勤務1時間あたりの手当の額を，前項の規定により算出した額に加算した額とする。

【一部改正】(R3.4.1/R6.12.1)

(宿日直手当)

第16条の2 年俸制適用職員の宿日直手当は，給与規則第39条の規定に準じて支給する。

【一部改正】(30.4.1追加)

(休職時の給与)

- 第17条 年俸制適用職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により休職にされたときは，その休職の期間中，これに給与の全額を支給する。ただし，労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条又は第22条の2の規定による休業補償給付又は休業給付を受けるときは，給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。
- 2 年俸制適用職員が前項以外の傷病に該当して休職にされたときは，その休職期間が1年（結核性疾病にあつては2年）に達するまでは，基本月額，扶養手当，住居手当，患者係事務職員手当，診療放射線技師手当，臨床検査技師手当及び作業療法士手当の100分の80を支給することができる。
- 3 年俸制適用職員が刑事事件に関し起訴されたことにより休職にされたときは，その休職期間中，基本月額，扶養手当，住居手当，患者係事務職員手当，診療放射線技師手当，臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 年俸制適用職員が調査・研究等又は災害により休職にされたときは，その休職期間中，基本月額，扶養手当，住居手当，患者係事務職員手当，診療放射線技師手当，臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし，災害により休職にされたときで，当該休職が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは，100分の100以内を支給することができる。この場合において，第1項ただし書を準用する。

- 5 年俸制適用職員が前4項以外の事由により休職にされたときは、その休職期間中、必要に応じて、基本月額、扶養手当、住居手当、患者係事務職員手当、診療放射線技師手当、臨床検査技師手当及び作業療法士手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 休職にされた年俸制適用職員には、他の規則等に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

【一部改正】(R3.4.1)

(育児休業等の給与)

第18条 国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則により育児休業等をする年俸制適用職員の給与については、同規則に定めるところによる。

(給与の減額)

第19条 年俸制適用職員が勤務しないときは、給与規則第35条の規定に準じて給与を減額する。

(端数の処理)

第20条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(再雇用職員についての適用除外)

第21条 再雇用職員には、第3条第2項に定める諸手当のうち、扶養手当は支給しない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定については、平成27年1月1日から適用する。
- 2 この規則施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける年俸制適用職員で、その者の受ける基本年俸が同日において受けていた基本年俸に達しないこととなる年俸制適用職員には、平成30年3月31日までの間、基本年俸のほか、その差額に相当する額を加算した額をその者の基本年俸として支給する。
- 3 この規則施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける年俸制適用職員（前項に規定する年俸制適用職員を除く。）について、同項の規定による基本年俸を支給される年俸制適用職員との均衡上必要があると認められるときは、当該年俸制適用職員に

は、同項の規定に準じて基本年俸を支給する。

- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった年俸制適用職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による基本年俸を支給される年俸制適用職員との均衡上必要があると認められるときは、当該年俸制適用職員には、前2項の規定に準じて基本年俸を支給する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条の2の規定については、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 12 月 1 日から施行し、改正後の第 11 条の 3 の規定及び第 16 条のうち医療従事者調整手当に係る規定は、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 11 条の 3 の規定及び第 16 条のうち医療従事者調整手当に係る規定は、施行日の前日までに離職した教職員には適用しない。
- 3 改正後の第 11 条の 3 の規定は、当該規定の適用の日から 2 年以内に廃止するものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 2 月 1 日から施行し、令和 7 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定は、施行日の前日までに離職した年俸制適用職員については、適用しない。

附 則

- 1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において年俸制適用職員俸給表の適用を受けていた者であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第 1 から附則別表第 2 までに掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

別表第1 年俸制一般職俸給表（第5条関係）

職員の 区分	職務の級	1級（一般職員）		2級（主任）		3級（係長）		4級（副課長）		5級（課長）	
再雇用職員以外の職員	号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額
	1	3,187,200	265,600	3,996,000	333,000	4,597,200	383,100	5,184,000	432,000	5,577,600	464,800
	2	3,274,800	272,900	4,100,400	341,700	4,666,800	388,900	5,277,600	439,800	5,697,600	474,800
	3	3,386,400	282,200	4,202,400	350,200	4,735,200	394,600	5,364,000	447,000	5,812,800	484,400
	4	3,499,200	291,600	4,291,200	357,600	4,810,800	400,900	5,472,000	456,000	5,923,200	493,600
	5	3,608,400	300,700	4,371,600	364,300	4,899,600	408,300	5,583,600	465,300	6,030,000	502,500
	6	3,715,200	309,600	4,443,600	370,300	4,980,000	415,000	5,691,600	474,300	6,132,000	511,000
	7	3,826,800	318,900	4,510,800	375,900	5,065,200	422,100	5,802,000	483,500	6,244,800	520,400
	8	3,913,200	326,100	4,569,600	380,800	5,140,800	428,400	5,912,400	492,700	6,349,200	529,100
	9	3,990,000	332,500	4,623,600	385,300	5,223,600	435,300	6,028,800	502,400	6,429,600	535,800
	10	4,063,200	338,600	4,675,200	389,600	5,313,600	442,800	6,140,400	511,700	6,494,400	541,200
	11	4,128,000	344,000	4,726,800	393,900	5,403,600	450,300	6,229,200	519,100	6,552,000	546,000
	12	4,177,200	348,100	4,777,200	398,100	5,482,800	456,900	6,297,600	524,800	6,601,200	550,100
	13	4,219,200	351,600	4,825,200	402,100	5,570,400	464,200	6,358,800	529,900	6,644,400	553,700
	14	4,254,000	354,500	4,872,000	406,000	5,654,400	471,200	6,398,400	533,200	6,685,200	557,100
	15	4,274,400	356,200	4,916,400	409,700	5,719,200	476,600	6,439,200	536,600	6,721,200	560,100
	16	4,294,800	357,900	4,962,000	413,500	5,766,000	480,500	6,475,200	539,600	6,754,800	562,900
	17	4,315,200	359,600	4,999,200	416,600	5,814,000	484,500	6,512,400	542,700	6,786,000	565,500
	18	4,336,800	361,400	5,035,200	419,600	5,856,000	488,000	6,549,600	545,800	6,811,200	567,600
	19	4,357,200	363,100	5,073,600	422,800	5,888,400	490,700	6,588,000	549,000	6,828,000	569,000
	20	4,377,600	364,800	5,094,000	424,500	5,918,400	493,200	6,616,800	551,400	6,844,800	570,400
	21	4,399,200	366,600	5,109,600	425,800	5,947,200	495,600	6,646,800	553,900	6,867,600	572,300
	22	4,419,600	368,300	5,128,800	427,400	5,973,600	497,800	6,666,000	555,500		
	23	4,444,800	370,400	5,149,200	429,100	5,997,600	499,800				
	24			5,168,400	430,700	6,021,600	501,800				
	25			5,190,000	432,500	6,045,600	503,800				
	26			5,211,600	434,300	6,075,600	506,300				
	27			5,230,800	435,900	6,104,400	508,700				
	28			5,251,200	437,600	6,123,600	510,300				
	29			5,270,400	439,200						
	30			5,289,600	440,800						
31			5,316,000	443,000							
再雇用職員		2,788,300	232,300	3,187,700	265,600	3,775,900	314,600	4,062,000	338,500	4,282,700	356,800

備考 この表は、事務職員に適用する。

別表第2 年俸制医療職俸給表（第5条関係）

職員の 区分	職務の級	1級（薬剤師等）		2級（主任）		3級（副技師長等）		4級（技師長等）	
再雇用職員以外の職員	号俸	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額	基本年俸	基本月額
	1	3,948,000	329,000	4,554,000	379,500	4,879,200	406,600	5,462,400	455,200
	2	4,033,200	336,100	4,609,200	384,100	4,928,400	410,700	5,562,000	463,500
	3	4,106,400	342,200	4,664,400	388,700	4,982,400	415,200	5,667,600	472,300
	4	4,196,400	349,700	4,719,600	393,300	5,038,800	419,900	5,773,200	481,100
	5	4,281,600	356,800	4,774,800	397,900	5,120,400	426,700	5,878,800	489,900
	6	4,357,200	363,100	4,832,400	402,700	5,203,200	433,600	5,979,600	498,300
	7	4,412,400	367,700	4,891,200	407,600	5,286,000	440,500	6,084,000	507,000
	8	4,467,600	372,300	4,952,400	412,700	5,368,800	447,400	6,186,000	515,500
	9	4,522,800	376,900	5,023,200	418,600	5,450,400	454,200	6,277,200	523,100
	10	4,578,000	381,500	5,092,800	424,400	5,534,400	461,200	6,348,000	529,000
	11	4,633,200	386,100	5,164,800	430,400	5,613,600	467,800	6,418,800	534,900
	12	4,687,200	390,600	5,241,600	436,800	5,691,600	474,300	6,478,800	539,900
	13	4,740,000	395,000	5,317,200	443,100	5,757,600	479,800	6,530,400	544,200
	14	4,789,200	399,100	5,389,200	449,100	5,814,000	484,500	6,577,200	548,100
	15	4,837,200	403,100	5,458,800	454,900	5,859,600	488,300	6,615,600	551,300
	16	4,881,600	406,800	5,521,200	460,100	5,900,400	491,700	6,651,600	554,300
	17	4,927,200	410,600	5,568,000	464,000	5,943,600	495,300	6,687,600	557,300
	18	4,971,600	414,300	5,601,600	466,800	5,979,600	498,300	6,726,000	560,500
	19	5,013,600	417,800	5,638,800	469,900	6,014,400	501,200	6,757,200	563,100
	20	5,038,800	419,900	5,672,400	472,700	6,040,800	503,400	6,777,600	564,800
	21	5,060,400	421,700	5,703,600	475,300	6,063,600	505,300		
	22	5,077,200	423,100	5,726,400	477,200	6,085,200	507,100		
	23	5,094,000	424,500	5,745,600	478,800	6,108,000	509,000		
	24	5,112,000	426,000	5,766,000	480,500	6,130,800	510,900		
	25	5,128,800	427,400	5,785,200	482,100	6,159,600	513,300		
	26	5,149,200	429,100	5,800,800	483,400	6,182,400	515,200		
	27			5,821,200	485,100				
28			5,838,000	486,500					
再雇用職員		3,189,100	265,700	3,603,000	300,200	3,800,500	316,700	4,172,300	347,600

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、胚培養士、技能員に適用する。

別表第3 年俸制医学部附属病院長俸給表（第5条関係）

職務の級	1 級（附属病院長）	
号俸	基本年俸	基本月額
1号俸	8,925,600	743,800
2号俸	9,927,600	827,300
3号俸	10,963,200	913,600
4号俸	12,188,400	1,015,700

別表第4 研究員俸給表（第5条関係）

職名	基本年俸	基本月額
特別研究員（日本学術振興会特別研究員-P D）	4,344,000	362,000
特別研究員（日本学術振興会特別研究員-R P D）	4,344,000	362,000
特別研究員（日本学術振興会特別研究員-C P D）	5,352,000	446,000

令和7年4月1日附則別表第1 年俸制一般職

旧号俸	新 号 俸		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	2	1	1
4	3	2	2
5	4	3	3
6	5	4	4
7	6	5	5
8	7	6	6
9	8	7	7
10	9	8	8
11	10	9	9
12	11	10	10
13	12	11	11
14	13	12	12
15	14	13	13
16	15	14	14
17	16	15	15
18	17	16	16
19	18	17	17
20	19	18	18
21	20	19	20
22	21	20	
23	22	22	
24	23	22	
25	24		
26	25		
27	26		
28	28		

令和7年4月1日附則別表第2 年俸制医療職

旧号俸	新 号 俸		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	2	2	1
4	3	3	2
5	4	4	3
6	5	5	4
7	6	6	5
8	7	7	6
9	8	8	7
10	9	9	8
11	10	10	9
12	11	11	10
13	12	12	11
14	13	13	12
15	14	14	13
16	15	15	14
17	16	16	15
18	17	17	16
19	18	18	17
20	19	19	18
21	20	20	20
22	21	21	
23	22	22	
24	23	23	
25	24	24	
26	25	26	
27	26		
28	27		